
第2部

第3次伊丹市障害者計画

第1章 計画の基本方針

(1) 基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように、障がい者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

この「障害者計画」では、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、伊丹市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

伊丹市総合計画(第5次)における基本目標

「市民が主体となったまちづくりの実現」

伊丹市総合計画(第5次)における3つの基本方針

「参画と協働による市民自治」「多様性を認め合う共生社会」「自立的な行財政運営」



伊丹市地域福祉計画(第2次)における理念

「共生福祉社会の実現」

伊丹市地域福祉計画(第2次)における4つの基本方針

「福祉文化の創造」「ともに生きる社会づくり」

「地域で自立・自律した生活を営むことができるまちの実現」

「市民全体と市民と行政との協働」



第3次障害者計画における理念

「障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現」

障害の有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

(2) 基本目標

本計画では、基本理念の実現をはかるため、次の4つの基本目標を掲げて、市民の皆様との協働により取り組みを進めていきます。

① 社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保

全て障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを目指します。

② 意思疎通及び情報の取得・利用のための手段についての選択の機会の確保

全て障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを目指します。

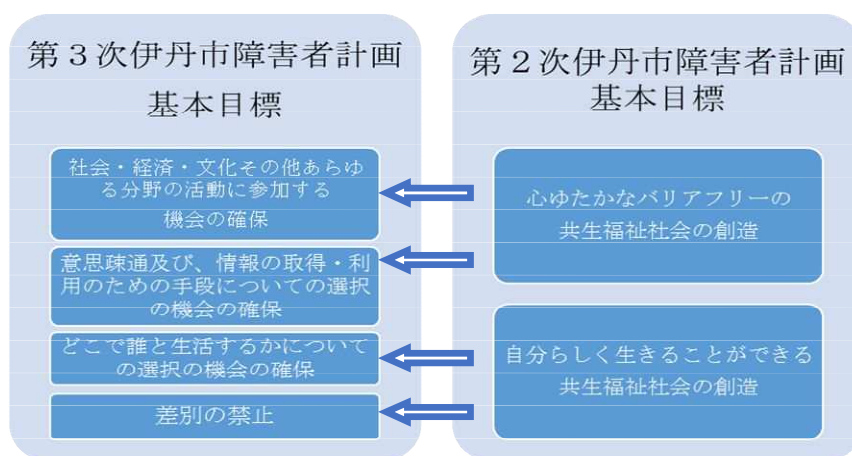
③ どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保

全て障がい者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを目指します。

④ 差別の禁止

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為が禁止されなければなりません。また、障がいのある者が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、その除去を必要としている障がい者が現に存在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でない場合は、それを怠ることによって障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がされなければなりません。

障害者差別解消法、障害者雇用促進法に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。



第3次伊丹市障害者計画の基本目標は、第2次伊丹市障害者計画の基本目標を踏襲しつつ、より具体的な基本目標にします。

(3) 基本的視点

① 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者施策の策定及び実施にあたっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

障がい者の政策決定過程への参画を促進する観点から、伊丹市福祉対策審議会障がい者部会等の委員の選任にあたっては、障がい者の委員の選任に配慮します。その際、障がい者である委員に対する障害特性に応じた適切な情報保障*¹等を確保します。

また、これらの伊丹市福祉対策審議会障がい者部会等の会議資料等を始めとする障がい者施策に関する情報の公開や障がい者施策に関連する計画等に関する意見募集（パブリックコメント）は、障害特性に配慮して実施します。

あわせて、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

*1 障害等により情報の取得が困難な者に対して、代替手段を用いて情報を提供すること。

② 当事者本位の総合的な支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、障がい者施策は、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

③ 障害特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。

特に、女性である障がい者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がい児には、成人の障がい者とは異なる支援の必要性があることに留意します。

また、発達障害*²、難病、高次脳機能障害*³、盲ろう等について、市民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

さらに、適切な役割分担の下、県、近隣都市、民間団体等と連携し、本市の実情に即した支援の実施を図ります。

* 2 平成 23 (2011) 年に改正された障害者基本法等においては、「精神障害 (発達障害を含む。)」とされている。

* 3 交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能 (高次脳機能) が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置付けられる。

④ アクセシビリティの向上

障害者基本法第 2 条においては、障がい者を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がい者が経験する困難や制限が障がい者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

このような視点を踏まえ、障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ*4の向上を図ります。

特に、障害を理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取組が行われる必要があります。このため、平成 25 (2013) 年に制定された障害者差別解消法及び平成 25 (2013) 年に改正された障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体や障がい者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解の下、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

あわせて、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の取組を積極的に支援します。

* 4 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、国、県、近隣都市等との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者施策は立案及び実施されなければなりません。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

(4) 計画の施策体系

【分野別施策】

【基本的方向】

1 生活支援	<ul style="list-style-type: none">○ 身近な相談支援体制の整備○ 精神障がい者在宅サービス等整備○ 知的障がい者・精神障がい者の高齢化に対応した在宅サービスの整備○ 在宅サービス・日中活動系サービスの充実○ 障がい児支援の充実○ 発達障がい者への理解促進と支援策の検討○ 福祉用具の研究○ 人材の育成・確保
2 保健・医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">○ 乳幼児健診の充実○ 訪問看護利用者負担額の軽減○ 障がい者理解の促進、人材確保○ いたみ健康づくり大作戦の推進
3 教育・文化芸術活動・スポーツ等	<ul style="list-style-type: none">○ インクルーシブ教育・保育体制の整備○ 障がい者スポーツの振興○ 障がい者アートの振興
4 雇用・就業・経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none">○ 障がい者雇用の促進○ 福祉的就労の工賃向上
5 生活環境	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅の確保○ 公共施設のバリアフリー化の推進○ 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
6 情報アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none">○ 行政情報のバリアフリー化○ 情報提供の充実○ コミュニケーション支援の充実
7 安全・安心	<ul style="list-style-type: none">○ 防災・防犯対策の推進○ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
8 差別の解消及び人権擁護	<ul style="list-style-type: none">○ 障がい者理解の促進○ 障害者差別解消法を活かすための取り組み実施○ 障害者虐待防止体制の構築
9 行政サービス等における配慮	<ul style="list-style-type: none">○ 市職員等における障がい者理解の促進○ 選挙等における配慮等○ 司法手続等における配慮等

第2章 分野別施策

(1) 生活支援

障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活支援・障害福祉サービス等の支援を行います。

① 身近な相談支援体制の整備

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・ピアカウンセリングを継続してほしい。
- ・障害の多種多様化に、相談員が対応しきれていない。
- ・相談支援が届いていないところがある。(発達障害)
- ・相談支援窓口の周知、相談支援専門員の資質の向上。(支援が必要だが、「障害」に気づかず、苦しんでいる方も多いと考えられる。)

【施策の基本的方向】

- ピアカウンセリング、身体・知的・精神障害者相談員など、障がい者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である、当事者による相談活動を継続していきます。
- 多様化する障害種別・ライフスタイル、点在する障害福祉サービスのコーディネートなど、今後の障がい者の地域生活支援に相談支援の充実は必要不可欠です。サービス等利用計画の作成を促進することで、指定特定相談支援事業所の数がそろってきています。引き続き、サービス等利用計画の安定・継続的作成、地域定着支援の普及に向けて、相談支援専門員の人材確保に努めるとともに、さまざまな障害種別に対応し、当事者の支援の必要性に的確に対応する「相談員の質の確保」を図ります。
- 市障害福祉課、たんぼぼ、4委託相談支援事業所を基幹相談支援ネットワークと名づけ、本市における障がい者等の相談を総合的に行い、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの自覚のもと、機能強化・連携の緊密化を図ります。また、集約型基幹相談支援センターのあり方を検討していきます。

② 精神障がい者在宅サービス等整備

【当事者団体の声】 平成 26 年 3 月 5 日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・精神障がい者の地域生活を支えるサービス基盤の整備。(精神科病棟の長期入院患者は減少傾向に向かい、退院して地域生活へ移行する方の一層の増加が見込まれます。)
- ・家族支援を重視した支援策の検討。(精神障がい者は思春期発症が多く、家族が障害を受容し、家族会活動に参加するころには、家族自身の高齢化や、老親・配偶者の介護問題等を抱える事例も多いため。)
- ・精神障がい者の緊急一時預かり等の社会資源整備。
- ・精神障がい者の急性期に暴れたりするときの家族の避難場所がない。

【施策の基本的方向】

- ショートステイの確保、緊急時ニーズへの対応等、検討し、整備を進めていきます。既存の高齢者施設、障がい者施設、医療機関における精神障がい者を対象としたサービス提供体制の整備を図ります。

③ 知的障がい者・精神障がい者の高齢化に対応した在宅サービスの整備

【当事者団体の声】 平成 26 年 3 月 5 日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・精神障がい者の高齢化対策が不十分である。
- ・知的障がい者の高齢化対策が不十分である。

【施策の基本的方向】

- 高齢化に対応した、日中活動の場のあり方、住まいの場のあり方について検討を進めます。既存の介護保険施設やサービス、既存の障害福祉施設における高齢化に対応したサービス提供体制の整備を図ります。

④ 在宅サービス・日中活動系サービスの充実

【課題】

- ・短期入所は空床が少なく、緊急時対応が困難。
- ・特別支援学校在校生の増加傾向に伴う、卒業生の日中活動の場の確保。
- ・医療依存度の高い方の日中活動の場の確保策。(現市立デイサービスセンター以外の利用が困難な現状ですが、1日の利用者数が満床に近く、増員や増設等第2デイサービスセンターの設置又は、生活介護事業所増設や既存施設の定員増員等が検討すべき課題です。)
- ・医療依存度の高い児童の増加に対応するサービス提供基盤の整備。
- ・医療依存度の高い児童が利用できる短期入所事業の不足。
- ・重症心身障がい児童の利用可能な放課後デイサービスの未開設。

【施策の基本的方向】

- 訪問系サービス、日中活動系サービス(介護給付)の拡充を図ります。
- 医療的ケアを要する方々も、地域で暮らすことが普通になってきています。ただ、支援人材の不足、家族の介護負担が大きい、医療との連携が取りにくいなど問題が依然として多いことも現実で、その課題の軽減に努めます。
- 特別支援学校等卒業と同時に、スムーズに就労継続支援B型事業が利用できるよう、学校と連携し、在学中から就労に関するアセスメントを受ける体制の整備に努めます。
- 特別支援学校等卒業生の日中活動サービス提供確保のための基盤整備に努めます。

コラム 「精神障がい者のピアサポート」

特定非営利活動法人^{アイトリブシュー}ICCCでは精神障がい者がピアサポーターとして様々な活動を通し、自分たちの手で仲間を支える実践をしています。ピアとは「仲間」「同輩」の意味で、同じ経験から感じたことを共感したり勇気づけたりするピアサポーターの存在は、精神障がい者が地域で暮らしていくうえで、大きな支えになることも少なくありません。ピアサポーター自身、支援される側から支援する側になることで精神疾患からの回復過程に良い影響を与えることにもなります。

活動は、個別の相談や、自身の体験談を発表するなど地域の方への啓発活動の他、精神科病院に出向き入院中の精神障がい者と交流を図り、地域生活を送っている当事者のモデルを示すことで退院への動機付けを行うなどです。



啓発活動の風景～ピアサポーターが体験発表をする様子
写真提供：特定非営利法人 ICCE

⑤ 障がい児支援の充実

【課題】

- ・発達支援の新たな担い手となっている民間事業所も含めたネットワークの構築。
- ・乳幼児期から学齢期・青少年期までの子どもの成長に応じた関係機関との連携や多様なニーズに応じた支援の展開。

【当事者団体の声】 平成 26 年 3 月 5 日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・障がい児の保護者は、児の養育のため就労しにくく、単親家庭では、医療費、障害福祉サービス費の負担が大きい。
- ・発達障がい児の学齢期以前の通所施設は不足している。
- ・発達障がい児が利用できるサービスが無い。
- ・発達障がい児に対して就労までトータルにサポートする仕組みがない。
- ・発達障がい児のソーシャルスキルトレーニング（社会生活技能訓練）を受ける場所が足りない。
- ・発達障がい児の個別性を理解し、視機能訓練・学習障害に対する訓練が足りない。

【施策の基本的方向】

- 障がいのある子どもや特別なニーズを持つ子どもが、地域社会で健やかに成長することができるよう、子どものライフステージにあわせて総合的かつ一環して支援する仕組みづくりを進めます。
- 平成 28 年 4 月に「(仮称) 伊丹市立児童発達支援センター」を開設します。既存の児童発達支援の 2 施設・2 事業所（つつじ学園・きぼう園・カルミア・たんぽぽ）を集約し、加えて診療所を併設し、発達に支援を要する子ども、保護者に保健・福祉・教育・医療などの多様な関係機関が連携して一体的な療育・サービスを提供します。
- 子どもの発達や障がいに関する啓発活動や情報発信を通じて、広く市民の理解促進を図ります。

⑥ 発達障がい者への理解促進と支援策の検討

【当事者団体の声】 平成 26 年 3 月 5 日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・発達障がい者(18 歳以降、大学や、一般就労する方) は、支援が中断してしまう。
- ・発達障がい者が、PT、OT が継続的に受けられない。

【施策の基本的方向】

- 相談や日中活動での支援において、各々の特性に応じた支援に努め、支援ノウハウの蓄積や障害特性理解を深めることを目指します。
- 併せて、伊丹市障害者地域自立支援協議会に設置した「発達障害支援検討会」において、発達障がいの方への支援策の検討を継続して行います。
- 発達障がい者・児の当事者活動を後方支援していきます。

⑦ 福祉用具の研究

【課題】

- ・日常生活用具給付事業は、福祉機器等の技術革新が著しく、給付品目、対象障がい者など、本市担当者のみが検討し判断することが困難。

【施策の基本的方向】

- 日常生活用具給付事業の適正実施を進めます。国、近隣都市の動向を適切にとらえ、当事者団体のご意見を参考に、日常生活用具の品目追加等検討していきます。

⑧ 人材の育成・確保

【課題】

- ・「行動援護」のサービス提供にかかる人材・事業所不足。
- ・医療的ケアや、同性介護が必要な利用者のニーズを充足するため、人材確保。
- ・保護者の就労により、登・下校前後の時間帯のサービス提供が不足。
- ・市内通所施設が効果的な運営を目的とした、施設間ネットワークの維持、施設間連携の活性化。

【施策の基本的方向】

- 「障害福祉の仕事の魅力」や「蓄積した支援ノウハウ」について、市内事業者が情報発信をする機会について、市報で周知をはかるなど後方支援を行います。

(2) 保健・医療サービスの充実

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けられることができるよう、相談・助言の充実を図るとともに、予防・治療が可能である障害の原因となる疾病等について、早期発見に努めるとともに、適切な保健・医療サービスの提供を促進します。

① 乳幼児健診の充実

【当事者団体の声】 平成 26 年 3 月 5 日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・ ゆったりとした乳幼児健診と相談ができるような環境整備。
- ・ 乳幼児健診で、発達障害が指摘されず、早期療育のスタートが遅れた。
- ・ 早期発見、早期療育の必要性の周知が足りていない。

【施策の基本的方向】

- 乳幼児健診において疾病や障害の早期発見により、早期治療、早期療育につなぐ体制の整備に努めます。

② 訪問看護利用者負担額の軽減

【課題】

- ・ 訪問看護利用者負担の軽減。(自立支援医療や在宅重症心身障害者(児)訪問看護支援事業の対象とならず、かつ、介護保険の対象とならない障がい者については、訪問看護費用(3割負担)により、訪問看護の利用を躊躇^{ちゅうちよ}する人がいます。)

【施策の基本的方向】

- 訪問看護の利用について、自立支援医療や在宅重症心身障害者(児)訪問看護支援事業、介護保険制度による利用者負担の軽減が図られない対象者への助成について検討をします。

③ 障がい者理解の促進、人材確保

【当事者団体の声】 平成 26 年 3 月 5 日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・精神障がい者の医療費助成が足りない。健康管理が難しい、薬の副作用により、医療費負担が大きく、苦しい。
- ・発達障がい者は、医療費助成の対象になっておらず、医療費負担が大きく、苦しい。
- ・伊丹市には、精神科の開業医が少ない。
- ・地域に「障害」に対応できる医師・医院が無い。(予防接種でも大きな・遠方の病院を紹介される。診断が遅れた。)
- ・発達障害の病名、症状、特徴を理解して、治療できる医院が少ない。
- ・医師が、聴力障害についての理解が足りない。
- ・伊丹病院に、専任の手話通訳士がない。
- ・入院中に使用するベッドサイドのナースコールは、聴覚障がい者への配慮が足りない。
- ・医療的ケアの必要な、在宅生活者の増加に伴う、介護職員や看護職員の質・量の確保。

【施策の基本的方向】

- 身近な地域での受診が可能になって欲しいという障がい者のニーズ等、本市における障がい者への医療提供体制の課題について、障害福祉担当課と保健担当課・市内開業医・訪問看護師と意見交換の場を1～2度持ち、医療と障害福祉の連携の土壌づくりを行います。

④ いたみ健康づくり大作戦の推進

【施策の基本的方向】

- 本市で暮らす障がい者が健康に留意した生活を営めるよう、障害者支援施設、当事者団体、相談支援機関等が開催する研修会で、伊丹市健康づくり大作戦関連の出前講座を活用してもらえよう働きかけます。
- 口腔保健センターにおける障がい児・者診療について、安定的に提供できるように努めます。

(3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等

障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り、障がいのない児童生徒と共に受けることができるよう配慮しつつ、教育内容・方法の改善充実等を図ります。また、障がい者の文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーション活動を支援します。

① インクルーシブ教育・保育の体制整備

【課題】

- ・児童クラブの加配指導員の人員確保。
- ・支援が必要な保育所児童増加に対応した、保育所スタッフの専門性向上。

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・子どもに直接対応する機関(保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校、児童クラブ)の連携が不十分である。
- ・学齢期の聴覚障がい児、地域の学校では、コミュニケーション保障、情報保障(授業の要約筆記)が不十分である。
- ・通常学級に通う発達障がい児の支援が十分でない。(特に中学)(対応、支援員の数)
- ・学校教職員が発達障害への理解が不十分である。
- ・発達障がい児の個別性に配慮した拡大教科書やアイパッド、デイジー教科書など不十分である。
- ・サポートファイルを利用していない学校が多い。
- ・学校の教員が精神障害についての理解が不十分である。

【施策の基本的方向】

- 保育所統合保育の加配保育士の人材確保に努めるとともに、保育士等に対する研修等を充実し専門性の向上を図ります。
- チューリップ学級在籍幼児への支援を充実します。
- 通常学級における支援を要する児童生徒への支援を充実します。
- 特別支援学級における児童生徒への支援を充実します。
- 児童クラブの加配指導員の人材確保に努め、質の向上を図ります。
- インクルーシブ教育システムの構築をめざします。
- 教育機関と児童発達支援サービス及び家庭で支援目標や支援方法に齟齬のない支援

(=障がいのある児童を中心に据えた、地域で一貫した支援)が行えるよう、教育・福祉の連携に努めます。

- 教育・福祉の連携の道具として、サポートファイル・個別支援計画「ステップ★ぐんぐん」※の更なる普及・活用をしていきます。

※サポートファイル・個別支援計画「ステップ★ぐんぐん」

- ・平成 21 年 4 月より策定を開始した。発達による課題があり、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加を促進するために、一人ひとりのニーズを正確に把握し作成される個別支援計画を経年で綴じていき、家庭との連絡、引き継ぎ、他機関との連携に活用する。長期的な視点による乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的としている。

② 障がい者スポーツの振興

【当事者団体の声】 平成 26 年 3 月 5 日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・発達障がい児の中には、スポーツの苦手な子もいるが、普通の体育スクールに入れず、スポーツを経験する機会が極端に少なくなっている。
- ・パラリンピック、デフリンピック出場選手は、渡航費用など個人負担が大きい。

【施策の基本的方向】

- 世界大会をはじめ全国大会等の出場する選手に対する大会助成金制度を、継続して取り組み、障がい者スポーツ選手への周知をはかります。
- 障がい者スポーツの紹介(啓発)、スポーツを通じた交流、障がい者スポーツクラブのネットワークづくり等に取り組む障がい者スポーツ協会の活動を支援します。
- 障害者福祉センターのフィットネスルーム、3階大集会室、プールなど貸館事業により、障がい者スポーツクラブや、障がい児・者の体力づくり、リハビリテーション活動を支援します。

③ 障がい者アートの振興

【当事者団体の声】 平成 26 年 3 月 5 日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

・障がい者のアートの才能を生かす場や機会が市内には無い。

【施策の基本的方向】

- 障がい児・者作品展を継続して開催します。
- 障がいのある人の優れた芸術表現を「アール・ブリュット」や「アウトサイダーアート」などと呼び、国内外で関心が高まっています。本市のアール・ブリュット作家、アーティストの発掘、その活動の場の確保、その魅力の発信等障がい者の造形活動について支援していきます。

(4) 雇用・就業・経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。

① 障がい者雇用の促進

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

・聴力障害で就労しているが、就職が厳しいのも現実である。障がい者ができる(得意とする)仕事と、雇用主が従事させる仕事のマッチングが課題であって、マッチングがうまくいけば、十分戦力となることができるはずである。(企業に理解してほしい。)

【課題】

・職場開拓、職域開拓、実習先の確保。企業への周知啓発、連携。

【施策の基本的方向】

- 本市は、民間企業に率先垂範して障がい者の雇用を進める立場であることを踏まえ、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成を引き続き図ります。
 - 一般企業等への就職を目的に、本市において障がい者を非常勤職員として雇用し、短期間の業務を経験する「障がい者就労チャレンジ事業」を引き続き実施します。
 - 一般企業での障がい者雇用の促進のため、企業の障がい者理解の促進を図ります。
 - ハローワークや、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、伊丹市地域生活支援センターが密接に連携し、職場実習の推進や雇用前の支援から雇用後の職場定着までの一貫した支援を実施します。
 - 関係機関との連携強化を図ります。
- 《障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保》
- 障害特性との企業側業務の切り出し、マッチングの成功事例の集積を継続していきます。

コラム 「ユニバーサルトイレ(多目的トイレ)」

大型ショッピングセンターにはユニバーサルトイレが設置されるところが多くなっています。「身障者用」とは明記されていませんが、健常者がこのトイレを使用することで、そのトイレしか使えない車いす利用者は、困ることもあります。

ハードの整備とともに、思いやりの心も、はぐくんでいくことが大切です。

② 福祉的就労の工賃向上

【課題】

- ・障がい者就労施設で働く方の工賃向上を目指し、物品や役務を受注する共同受注窓口の設置をはじめ、効果的な宣伝方法の検討など、受注促進のための仕組みづくり。

【施策の基本的方向】

- 市内障がい者就労施設等の販路拡大に向けた支援(市役所庁舎内に共同店舗の開設)、共同受注化の推進等、工賃向上に向けて取り組みます。
- スムーズで効果的な受注のための「共同受注窓口の設置」や、販路拡大のための「効果的な宣伝方法」について、検討し取り組みます。障害福祉事業所の自主性や、アイデア、創意工夫を生かすことを目指します。
- 障がい者就労施設等の提供できる物品やサービスの優先購入(調達)を推進します。
- 優先調達推進法を活かすため、伊丹市において、障がい者施設の提供できる役務等の認知度を高めるための方策を引き続き実施します。
- 本市の障がい者就労施設等への優先調達実績の公表を行う際には、障がい者就労施設等の提供できる物品やサービス、連絡先、PRポイント等の情報発信を行い、民間企業や私人による障がい者就労施設等から物品やサービスの購入を促進することも支援します。

(5) 生活環境

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりに努めます。

① 住宅の確保

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・今後、障害の重度化、重複化、高齢化をうけた、障がい者の住まいのあり方。
- ・知的障がい者の高齢化問題において、親亡き後の住まい・支援(日中・夜間)の確保策の検討。
- ・精神障がい者退院支援推進を目的とした、中間的移行施設の研究。
- ・現在のグループホームでは、障害が重度化や、身体障害などと重複した場合には、退所を余儀なくされる。
- ・ケアホームのグループホームへの一元化に伴い、重度障害の利用者への支援が手薄になる。

【施策の基本的方向】

- 障がい者グループホームの整備を促進します。
- 公営住宅を新たに整備する際には、バリアフリー対応を原則とし、既存の公営住宅についても、バリアフリー化改修を促進し、障がい者向け公共賃貸住宅の供給を引き続き行います。
- グループホームの設置促進策の一つとして、公営住宅の活用を図ります。
- 障がい者が住み慣れた住居で住み続けることを可能にするため、日常生活用具の給付、住宅改修、改造に対する支援を引き続き行います。
- グループホームに入居する障がい者が安心して生活できるよう、消防法の基準に適合させるための消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図ります。
- 施設コンフリクト*の解消と人権が尊重されるまちづくりに向けた取り組みを行います。

※施設コンフリクト

- ・身体・知的・精神障がい者や高齢者のための社会福祉施設の新設計画が、近隣住民の反対運動によって中断、停滞することを余儀なくされる、施設と地域間での紛争をさす。

② 公共施設のバリアフリー化の推進

【第2次障害者計画の積み残された課題】

- ・公園における、段差解消。
- ・共同利用施設(桜ヶ丘、瑞原、稲野東、平松会館、寺本東・西センター)のトイレ改修等。
- ・福祉避難所として教室の有効活用を視野にいたした学校の施設整備の検討。

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・歩道が斜めのところは、車いす走行が危険である。

【施策の基本的方向】

- 施設の新設及び改修時には、福祉のまちづくり条例その他基準規定に基づいた「乳幼児から高齢者までだれもが使いやすい施設」として整備を推進します。

③ 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【課題】

- ・兵庫県では、年齢・性別・障害・文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として活動できるユニバーサル社会の実現に向け、ハード・ソフト両面の整備に取り組む「ユニバーサル社会づくり推進地区」を指定し、重点的な支援を行っているが、本市では、ユニバーサル社会づくり推進地区について未決定であり、地区指定ができていない。

【施策の基本的方向】

- ユニバーサル社会づくり推進地区を決定(平成29年度まで)し、総合的な推進を図ります。

(6) 情報アクセシビリティ

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

① 行政情報のバリアフリー化

【当事者団体の声】 平成 26 年 3 月 5 日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・視覚障害、聴覚障害専用の「福祉の手引き」の作成をするなど、福祉制度周知の改善策検討。
- ・視覚障がい者や聴力障がい者への「支援策があること」「仲間と出会える場があること」など情報が届きにくい。
- ・福祉制度を広く周知し、必要な人に情報を届ける方法の改善。
- ・難病患者への制度周知。
- ・発達障がい者の自助グループの告知が足りない。
- ・精神障がい者のご両親など、高齢者が多く、高齢の方には、サービスの情報が届きにくい。
- ・デージー機器の操作習得困難が予測される高齢者層に対する録音図書 CD 再生機の活用方法や利便性についての周知。(声の広報の配布について、現在カセットテープの録音図書を作成するために利用している録音機の老朽化が著しく、カセットテープ録音図書提供ができなくなる可能性がある。)

【施策の基本的方向】

- 各窓口から市民向けの案内・情報発信を行う際には、聴覚、視覚、知的障がい者への配慮を心がけます。特に障害福祉課では、視覚障害、聴覚障害専用の「福祉の手引き」を作成し、窓口での情報提供に活用します。
- 聴覚障がい者が利用できる要約筆記者派遣事業の周知に努めます。
- ホームページ等記事は、情報アクセシビリティに配慮をします。
- 知的障がい者に向けた情報提供の効果的な方策を研究し、本市各所属で共有します。
- 声の広報を継続し、デージーの普及に努めます。

② 情報提供の充実

【課題】

- ・文字情報手段の進歩・多様化に応じて、文字情報活用支援のあり方についての継続研究。
- ・市内バリアフリー化状況の情報提供の継続。

【施策の基本的方向】

- 聴力障がい者に配慮した「文字情報・手話による情報提供」、視覚障がい者に配慮した「点字・音訳による情報提供」、知的障がい者に配慮した「簡易な用語・わかりやすい表現に配慮した刊行物の発行(情報提供)」を充実します。
- 市内公共施設のバリアフリー化情報の情報提供をホームページ上で継続実施します。

③ コミュニケーション支援の充実

【課題】

- ・改正された手話奉仕員養成カリキュラムに応じた養成講座の実施。
- ・要約筆記奉仕員の減少化に対する歯止め策の検討。

【当事者団体の声】 平成 26 年 3 月 5 日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・中途失聴者は、新しい情報収集方法およびコミュニケーション方法を習得する場が無い。

【施策の基本的方向】

- 情報提供、コミュニケーション支援の安定的な実施(人材の確保)のため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点字・音訳ボランティア養成研修、啓発講座を継続して実施します。
- 手話奉仕員派遣事業、要約筆記奉仕員派遣事業従事者の報酬単価は、他市単価等参考にし、適正な設定に努めます。
- 中途失聴者対象の「読話」「手話」教室を開催します。

(7) 安全・安心

障がい者が地域社会において、安全・安心を実感しながら生活できるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

① 防災・防犯対策の推進

【課題】

- ・【地域福祉活動の推進】地区ボランティアセンターの「地域住民の助け合い」機能向上。
- ・【ボランティア活動の推進】ボランティア活動団体の減少、ボランティア団体構成員の高齢化。
- ・平時の地域見守り体制の整備とあわせた災害時支援のあり方検討。(平成19年度から進めている「災害時要援護者避難支援制度」は、地域住民の支援協力員を確保する体制整備が必要だが、支援協力員の確保が進んでいない状況がある。)
- ・福祉避難所として機能強化する障害者福祉センターにおける、災害時の障がいのある人のニーズにも配慮する福祉避難所運営マニュアルが未作成。

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・民生委員による高齢者の地域見守り制度があるが、障がい者版が無い。
- ・聴覚障がい者は、災害時に何が起きているのか把握しにくく、避難行動が遅れる恐れがあり、近隣の人に配慮して知らせに来てもらうなどして欲しいが、個人情報保護の問題で地域住民に配慮が必要な近隣住民がいることを知ってもらいにくい状況があり、不安を感じている。
- ・避難所における、聴覚障がい者への対応マニュアルや、設備整備について検討が不十分である。
- ・発達障がい者に配慮し「クールダウンスペース」「パーソナルスペース」の確保などの避難所運営。

【施策の基本的方向】

- 地域住民の助け合いのしくみである「地区ボランティアセンター」の機能向上を図ります。
- 避難行動要支援者名簿の作成及び地域組織への提供など、災害対策基本法改正の主旨に基づいた取り組みを行います。
- 障害特性に配慮した、避難所対応マニュアルの作成をします。

② 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

【課題】

・悪質業者等による消費者被害が年々増加し、巧妙化・悪質化している。

【施策の基本的方向】

- 被害を受けた障がい者の被害回復にかかる相談支援が円滑に行われるよう、消費生活センター相談員と障がい支援者等との連携を促進します。
- 本市で暮らす障がい者が、消費者トラブルに巻き込まれないよう、また、すぐに相談窓口へアクセスできるよう障害者支援施設、当事者団体、相談支援機関等が開催する研修会で、消費生活センターの出前講座を活用していくよう働きかけます。
- 障害福祉課窓口で、障がい者が手帳取得時に配布される、サービス紹介冊子である「福祉の手引き」に、消費生活センターの電話番号、FAX番号を掲載します。
- 障害者支援に従事する職員は、消費者問題に関する研修受講に努める等、消費者トラブルの防止に努めます。

(8) 差別の解消及び人権擁護

すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。

① 障がい者理解の促進

【第2次障害者計画期間中の積み残された課題】

- ・【福祉教育の推進】道徳の時間、体験活動等を通じた他者を尊重する態度、日常的に福祉活動に取り組む態度のさらなる育成。
- ・【人権に配慮したまちづくり】多目的トイレや幅広駐車場など、「設置数の増加」及び、「本当に必要な人が優先的に利用できるような周知・啓発の促進」。(妊婦や高齢者など障がい者以外の使用もできることは評価できますが、「ここしか使用できない障がい者が使いたいときには使えない」という新たな課題も生まれています。)

【当事者団体の声】 平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・「精神障害」について正しい知識や、理解を深め・広めるための周知方法の検討。
- ・聴覚障がい者の中途失聴者は、話せる人も多く、聴こえていない不便さが理解されにくい。

【施策の基本的方向】

- 施設開設にあたって、地域住民の理解協力を得るため、市民に広く、障がい者についての理解をひろめ、各々特性にあった必要な配慮が行われる「やさしいまち」をめざします。
- 伊丹市障害者地域自立支援協議会など既存の機関を有効に活用し、障がい者理解を広める取り組みを推進します。
- 施設間のネットワーク、各障害福祉事業所など既存の機関が実施する、「障害への理解を広める」取り組みについては、支援を継続して行います。

② 障害者差別解消法を生かすための取り組み実施

【当事者団体の声】平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・聴力障がい者が、筆談での買い物の際に、店員に面倒に思われる。
- ・エレベーターが途中で止まるなどの緊急事態のとき、インターホンしかないので聴力障がい者は困る。
- ・商業施設での店内放送が、聴力障がい者は聞こえない。

【施策の基本的方向】

- 合理的配慮の不提供の禁止、差別的取り扱いの禁止など、法の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図ります。
- 地域協議会の設置の検討、設置、地方公共団体等職員対応要領の作成などに取り組みます。

③ 障害者虐待防止体制の構築

【施策の基本的方向】

- 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行います。
- 虐待防止センター及び伊丹市相談支援事業所における支援スキルの向上に努めます。
- 「市民の権利擁護意識の向上」「障害者虐待防止法の周知」などを目的とした啓発(研修)事業を継続実施します。
- 関係機関との連携を図ります。

(9) 行政サービス等における配慮

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等の障がい者理解の促進に努めるとともに、選挙における障がい者への配慮に努めます。

① 市職員等の障がい者理解の促進等

【当事者団体の声】平成26年3月5日開催計画策定のための当事者団体ヒアリング会でのご意見等です。

- ・聴力障がい者に対する配慮が不足しており、音声案内の「見える化」が不十分である。
- ・公共施設(病院、ハローワーク)など手話通訳者や要約筆記者の配置が不十分である。または、配置されていても、通訳従事者の身分保障が不安定で、配属替が頻繁であったり、コミュニケーション保障が不安定になっている。
- ・公務員の聴力障がい者への理解不足がある。
- ・住民票を支所・分室で受付できるが、福祉関係手続きは、本庁まで行かないとできない。移動が困難な障がい者が遠くまで行かなければならないのが腑に落ちない。
- ・車いす、座位保持装置の作成には、兵庫県立身体障害者更生相談所の判定が必要で、遠方まで行くのが大変である。
- ・特別支援学級就学奨励金の手続きが伊丹市ではできない。
- ・ホームや、車中のアナウンス、緊急時の放送が聞こえない。
- ・公共交通機関における窓口対応が、障がい者への理解が不十分で配慮を欠く場合がある。
- ・公共交通機関で電車等が遅延しているときに音声放送は、聴覚障がい者は聞こえない。不安な時間を過ごすことになる。

【施策の基本的方向】

- 市職員等は、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- 「障がい者の理解」「障害の個別性への配慮」を促進し、適切な配慮ができる職員養成のための研修を実施します。当該研修は、医師会、歯科医師会、民生委員への参加を呼びかけます。
- 火事や救急時においてFAXやインターネット(伊丹市WEB119)による通報が可能であることの周知に取り組み、利用の促進を図ります。

② 選挙等における配慮等

【施策の基本的方向】

- 移動に困難をかかえる障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化に努めます。
- 障がい者の利用に配慮した投票設備の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。
- 視覚障がい者の点字投票という配慮はすでに実施していますが、他に点字が打てない視覚障がい者の投票行為における支援・配慮（代理投票）、知的障がい者への投票行為における支援・配慮、候補者が訴える主張の理解のサポートについて検討していきます。

③ 司法手続等における配慮等

【施策の基本的方向】

- 矯正施設に入所する累犯障がい者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターからの要請に協力し、保護観察所等の関係機関と連携のもと、出所後に必要な福祉サービスを利用するための支援を行います。